



金 沢 市 公 報

号外第4号の6

令和5年(2023年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条 例施行規則等の一部を改正する等の規則 (広報広聴課) 20
○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改 正する規則 (デジタル行政戦略課)	1	○市長の職務を代理する副市長の順序に関する 規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 21
○金沢市会計管理者補助組織及び分掌事務規則 の一部を改正する規則 (会 計 課)	9	○職員の育児休業等に関する規則の一部を改正 する規則 (") 21
○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総 務 課)	10	○金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規 則 (") 22
○金沢市会計管理者事務の専決等に関する規則 の一部を改正する規則 (会 計 課)	19	○職員の給与に関する条例施行規則及び初任給、 昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改 正する規則 (") 22
○金沢市公印規則の一部を改正する規則 (文書法制課)	20	○金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正 する規則 (") 24

規 則

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第5号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

	交流拠点都市推進室 調査統計室		を
	調査統計室 地域力再生課	地域力再生係	に、
	交通政策課 歩ける環境推進課	交通政策係 歩ける環境推進係	を
	交通政策課	交通企画係 歩ける環境係	に、
金沢営業戦略 室	金沢港活性化推進室		を
営業戦略室	金沢港活性化推進室 企業誘致室		に、

	クラフト政策推進課 企業立地課	クラフト政策推進係 企業立地係	を
--	--------------------	--------------------	---

	クラフト政策推進課	クラフト政策推進係	に、
--	-----------	-----------	----

卸売市場	中央卸売市場事務局	庶務係 施設管理係 業務係	を
------	-----------	---------------	---

卸売市場	中央卸売市場事務局 市場再整備室	庶務係 施設管理係 業務係	に、
------	---------------------	---------------	----

「作成第1係 作成第2係」を「作成係 マイナンバーカード推進係」に、

新型コロナワ クチン接種推 進室	地域包括ケア推進室 健康政策課 泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター	企画庶務係 健康推進係 医療助成係 庶務係 福祉健康第1係 福祉健康第2係 福祉健康第3係	を
------------------------	--	--	---

	地域包括ケア推進室 健康政策課 福祉健康センター総務課 駅西福祉健康センター 泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター	企画庶務係 健康推進係 予防接種係 医療助成係 総務係 庶務係 福祉健康第1係 福祉健康第2係 福祉健康第3係	に、
--	---	---	----

	住宅政策課 空き家活用推進室 市営住宅課 建築指導課 建物安全対策室 違反建築対策室	住宅政策係 企画庶務係 住宅管理係 住宅整備係 指導係 宅地係 審査第1係 審査第2係	を
--	---	---	---

	住宅政策課 建築指導課 建物安全推進室 空き家活用室	住宅企画係 市営住宅管理係 市営住宅整備係 指導係 宅地係 審査第1係 審査第2係	に
--	-------------------------------------	--	---

改める。

第4条の表中

		6 総合教育会議に関する事項	
交流拠点都市推進室		1 交流拠点都市金沢の実現に向けた施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項	を

		6 総合教育会議に関する事項	に、
--	--	----------------	----

		3 国勢調査その他の統計調査に関する事項	を
--	--	----------------------	---

		3 国勢調査その他の統計調査に関する事項	に、
地域力再生課	地域力再生係	1 民間、若年者、移住者等の視点を生かした地域活性化に関する施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 2 民間との連携に関する事項 3 高等教育機関との連携に関する事項	

交通政策課	交通政策係	1 総合交通体系に関する事項 2 公共交通の利用促進に関する事項 3 駐車場の適正配置に関する事項 4 その他交通政策の企画、立案及び推進に関する事項	を
歩ける環境推進課	歩ける環境推進係	1 歩けるまちづくりの推進に関する事項 2 自転車等駐車場の運営に関する事項 3 交通安全の啓発及び指導に関する事項	

交通政策課	交通政策係	1 交通政策の企画、立案及び推進に関する事項 2 駐車場の適正配置に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項	に
	歩ける環境係	1 歩けるまちづくりの推進に関する事項 2 公共交通の利用促進に関する事項 3 自転車等駐車場の運営に関する事項 4 交通安全の啓発及び指導に関する事項	

改める。

第5条の表中

		7 市長会に関する事項 8 課の庶務に関する事項 9 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項 10 他局に属しない事項	を
--	--	---	---

		7 行政組織に関する事項 8 市長会に関する事項 9 課の庶務に関する事項 10 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項 11 他局に属しない事項	に、
--	--	--	----

		4 行政組織に関する事項 5 外部監査に関する事項 6 関係公益財団法人等の指導及び連絡調整に関する事項 7 民間活力の導入検討に関する事項 8 課の庶務に関する事項 9 他係に属しない事項	を
--	--	--	---

		4 外部監査に関する事項 5 関係公益財団法人等の指導及び連絡調整に関する事項 6 民間活力の導入検討に関する事項 7 課の庶務に関する事項 8 他係に属しない事項	に
--	--	--	---

改める。

第7条第1項の表中

金沢港活性化推進室	1 金沢港の振興に関する事項	を
-----------	----------------	---

金沢港活性化推進室	1 金沢港の振興に関する事項	に、
企業誘致室	1 金沢テクノパークへの企業誘致その他の企業立地の推進に関する事項 2 工業・流通業務団地の開発及び造成に関する事項	

企業立地課	企業立地係	1 金沢テクノパークへの企業誘致その他の企業立地の推進に関する事項 2 工業・流通業務団地の開発及び造成に関する事項	を
観光政策課	企画係	1 観光行政の企画及び調整に関する事項	

観光政策課	企画係	1 観光行政の企画及び調整に関する事項	に
-------	-----	---------------------	---

改め、同条第2項中「金沢営業戦略室」を「営業戦略室」に改める。

第8条第2項の表中

	3 市場取引委員会に関する事項	を
--	-----------------	---

	3 市場取引委員会に関する事項	に
市場再整備室	1 中央卸売市場の再整備に関する事項	

改める。

第9条の表中

	ク 健康手帳に関する事項 ケ 子ども、高齢者等の医療費助成に関する事項 コ 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に関する事項 サ 児童生徒の就学通知に関する事項 シ 自動車臨時運行に関する事項	を
	2 庁内案内に関する事項	

	ク 子ども、高齢者等の医療費助成に関する事項 ケ 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に関する事項 コ 児童生徒の就学通知に関する事項 サ 自動車臨時運行に関する事項	に、
	2 庁内案内に関する事項	

作成第1係	1 次の事項に係る文書の作成及び交付に関する事項 ア 戸籍の証明に関する事項 イ 住民票に関する事項 ウ 印鑑登録に関する事項 エ 戸籍の附票に関する事項 オ 埋火葬及び火葬炉使用に関する事項 カ 児童手当及び子ども手当に関する事項 キ 諸証明に関する事項 ク 健康手帳に関する事項 ケ 子ども、高齢者等の医療費助成に関する事項 コ 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に関する事項 サ 児童生徒の就学通知に関する事項 シ 自動車臨時運行に関する事項	を
作成第2係		

作成係	1 次の事項に係る文書の作成及び交付に関する事項 ア 戸籍の証明に関する事項 イ 住民票に関する事項 ウ 印鑑登録に関する事項 エ 戸籍の附票に関する事項 オ 埋火葬及び火葬炉使用に関する事項 カ 児童手当及び子ども手当に関する事項 キ 諸証明に関する事項 ク 子ども、高齢者等の医療費助成に関する事項 ケ 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に関する事項 コ 児童生徒の就学通知に関する事項 サ 自動車臨時運行に関する事項	に、
-----	---	----

	5 住居表示台帳の管理に関する事項 (各係は、課長が定める事項をそれぞれ担当する。)	を
--	---	---

	5 住居表示台帳の管理に関する事項	に
マイナンバーカード 推進係	1 個人番号カードの交付及び相談に関する事項 2 個人番号カードの普及促進に関する事項	

改める。

第10条第1項の表中

	5 予防接種の企画及び実施の管理に関する事項（新型コロナワクチン接種推進室が所管する事項を除く。） 6 金沢健康プラザ大手町に関する事項	を
--	---	---

	5 金沢健康プラザ大手町に関する事項	に、
予防接種係	1 予防接種の企画及び実施の管理に関する事項	

泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項 2 身体障害者手帳の交付に関する事項 3 予防接種に関する事項（新型コロナワクチン接種推進室及び健康政策課が所管する事項を除く。） 4 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項 5 金沢広域急病センターの管理運営に関する事項（駅西福祉健康センターに限る。） 6 福祉健康センターの庶務に関する事項
	福祉健康第1係	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康増進に係る情報の収集及び提供に関する事項
	福祉健康第2係	<ol style="list-style-type: none"> 2 健康増進に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 3 健康手帳の交付に関する事項 4 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 5 栄養相談及び栄養指導に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 6 介護保険に係る要介護認定等に関する事項 7 母子保健に係る情報の収集及び提供に関する事項 8 母子保健に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 9 乳幼児の集団健康診査に関する事項 10 母子健康手帳の交付に関する事項 11 こども広場に関する事項 12 精神保健に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 13 高齢者等の相談に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） （各係は、区域、事業等により所長が定めるものをそれぞれ担当する。）
	福祉健康第3係	

を

福祉健康センター総務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉健康センターの統括に関する事項 2 福祉健康センターの施策の総合的企画及び調整に関する事項 3 保健師の研修の企画及び実施に関する事項
	駅西福祉健康センター 泉野福祉健康センター	庶務係 <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項 2 身体障害者手帳の交付に関する事項 3 予防接種に関する事項（健康政策課が所管する事項を除く。） 4 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項 5 金沢広域急病センターの管理運営に関する事項（駅西福祉健康センターに限る。） 6 福祉健康センターの庶務に関する事項
	元町福祉健康センター	福祉健康第1係 福祉健康第2係 福祉健康第3係

改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第13条の表中

住宅政策課	住宅政策係	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅政策の企画、調査及び推進に関する事項 2 定住促進施策の推進に関する事項 3 民間住宅の建築及び管理の相談に関する事項 4 サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項（登録に係る事項に限る。） 5 瑞樹団地に関する事項 	
	空き家活用推進室	<ol style="list-style-type: none"> 1 空き家等の活用の推進に関する事項 2 空き家等の適正管理に係る啓発に関する事項 3 特定空き家等に対する措置に関する事項 	
市営住宅課	企画庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「市営住宅等」という。）の企画に関する事項 2 市営住宅等の用途廃止及び譲渡に関する事項 3 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 他係に属しない事項 	を
	住宅管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅等の入居、退去等の管理に関する事項 2 市営住宅等の家賃の賦課、徴収及び滞納整理等に関する事項 	
	住宅整備係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅等の建設に関する事項 2 市営住宅等の維持管理に関する事項 	

住宅政策課	住宅企画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅政策の企画、調査及び推進に関する事項 2 定住促進施策の推進に関する事項 3 民間住宅の建築及び管理の相談に関する事項 4 サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項（登録に係る事項に限る。） 5 市営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「市営住宅等」という。）の用途廃止及び譲渡に関する事項 6 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に関する事項 7 瑞樹団地に関する事項 8 課の庶務に関する事項 9 他係に属しない事項 	に、
	市営住宅管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅等の入居、退去等の管理に関する事項 2 市営住宅等の家賃の賦課、徴収及び滞納整理等に関する事項 	
	市営住宅整備係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅等の建設に関する事項 2 市営住宅等の維持管理に関する事項 	

	建物安全対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物に係る耐震改修等安全対策の指導に関する事項 2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の規定に基づく認可等に関する事項 3 地震による被災建築物の応急危険度判定に関する事項 	を
	違反建築対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法の違反の防止に関する事項 2 違反建築物等の是正に関する事項 3 特殊建築物の定期報告に関する事項 	

建物安全推進室	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物に係る耐震改修等安全対策の指導に関する事項 2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の規定に基づく認可等に関する事項 3 地震による被災建築物の応急危険度判定に関する事項 4 建築基準法の違反の防止に関する事項 5 違反建築物等の是正に関する事項 6 特殊建築物の定期報告に関する事項
空き家活用室	<ol style="list-style-type: none"> 1 空き家等の活用の推進に関する事項 2 空き家等の適正管理に係る啓発に関する事項 3 特定空き家等に対する措置に関する事項

に

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市会計管理者補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第6号

金沢市会計管理者補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市会計管理者補助組織及び分掌事務規則（昭和55年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中

	<ol style="list-style-type: none"> 2 歳入歳出外現金及び基金に属する現金の出納及び保管に関する事項 3 小切手の振出し及び公金振替書の交付に関する事項 4 有価証券の出納及び保管に関する事項 5 物品の出納及び保管に関する事項 6 現金及び財産（物品に限る。）の記録管理に関する事項 7 指定金融機関等に関する事項 8 資金計画及び一時借入金に関する事項 9 資金の運用に関する事項 10 職員の所得税、市民税等の法定控除に関する事項 11 現金出納員及び現金取扱員の事務に関する事項 12 物品出納員及び物品取扱員の事務に関する事項 13 在庫物品の需給計画に関する事項 14 課の庶務に関する事項 15 他係に属しない事項
審査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事項 2 決算調製に関する事項 3 監査委員の出納検査に関する事項

を

	2 基金に属する現金の出納及び保管に関する事項 3 物品の出納及び保管に関する事項 4 現金及び財産(物品に限る。)の記録管理に関する事項 5 指定金融機関等に関する事項 6 資金計画及び一時借入金に関する事項 7 資金の運用に関する事項 8 現金出納員及び現金取扱員の事務に関する事項 9 物品出納員及び物品取扱員の事務に関する事項 10 在庫物品の需給計画に関する事項 11 課の庶務に関する事項 12 他係に属しない事項	に
審査係	1 支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事項 2 歳入歳出外現金の出納及び保管に関する事項 3 小切手の振出し及び公金振替書の交付に関する事項 4 有価証券の出納及び保管に関する事項 5 職員の所得税、市民税等の法定控除に関する事項 6 決算調製に関する事項 7 監査委員の出納検査に関する事項	

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第7号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「金沢営業戦略室」を「営業戦略室」に改め、「、新型コロナワクチン接種推進室」を削る。

第10条第1項中「及び所管次長」及び「、保健所所掌事務の処理に関しての所管次長は保健所長と」を削り、「会計管理者」を「総務局長」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 この規則中中央卸売市場及び公設花き地方卸売市場所掌事務の処理に関しての所管次長は卸売市場長と、保健所所掌事務の処理に関しての所管次長は保健所長と、会計課所掌事務の処理に関しての所管次長は会計管理者とそれぞれ読み替えて別表第1及び別表第2の規定を適用する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表第1組織及び人事管理の表第2号の項を次のように改める。

2 附属機関、各種委員会、審議会等の委員及び幹事の任免		○ (軽易なもの)				人事課 (職員を含む場合に限る。) デジタル行政戦略課 (軽易なものを除
-----------------------------	--	--------------	--	--	--	---

						財政課
(2) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て						文書法制課 財政課
(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て						文書法制課 財政課
(4) 訴訟代理人の指定						文書法制課
14 損害賠償の処理						総務課 財政課
15 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及び必要物件の収去		○				
16 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政処分			○	○ (軽易なもの)		
17 審査請求に関すること。 (1) 弁明書等の提出		○ (軽易なもの)				
(2) 審理員の指名		○				
18 聴聞及び弁明の機会の付与		○				
19 定例的な行事の主催、共催及び後援の決定(第30号に掲げるものを除く。)			○	○ (軽易なもの)		
20 定例的な行事における式辞、祝辞等			○	○ (軽易なもの)		秘書課
21 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布				○	○	
22 告示、公告、公表、公示送達及びその他の公示			○	○ (定例的なもの)		文書法制課 (入札公告及び公示送達のうち、定例的なものを除く。)
23 照会、回答、報告、通知、依頼等				○	○	
24 公簿の閲覧の許可及び証明書、証票、標識等の交付				○		
25 行政情報の公開等の可否の決定			○	○ (軽易なもの)		広報広聴課
26 所管の公用車の運行計画の決定				○	○	

27 各種台帳の作成及び管理				○		
28 嘱託登記の決定				○		
29 貸付金の貸付け（貸付けの予定を含む。）の決定及び貸付けの決定の取消し	1件につき8,000万円以下	1件につき3,000万円以下				
30 補助金、助成金及び利子補給金の交付の決定及び変更事項の承認等（額の確定及び交付の決定の取消しを除く。）	○	○ （1交付先の交付金額が300万円以下のもの及び交付金額の変更を来さない軽易な変更事項の承認に限る。）				財政課 （1交付先の交付金額が100万円以下のもの及び交付金額の変更を来さない軽易な変更事項の承認を除く。）
31 補助金、助成金及び利子補給金の額の確定		○				
32 扶助の決定		○				
33 在庫物品の請求				○		
34 寄附金及び寄附物件の受領の決定（議決を要するものを除く。）		○				総務課 （土地及び建物に限る。） 財政課 （300万円を超える金銭に限る。）
35 局の所管事務に係る企画及び連絡調整		○				
36 所管事務に係る啓発及び普及に関すること。				○		

備考 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。

別表第1契約イの表第2号の項を次のように改める。

2 物品の購入（交際費、事務連絡費及び食糧費に係る物品並びに単価契約により購入する物品を除く。）及び印刷物の製造（単価契約により製造する印刷物を除く。）	物品の購入及び印刷物の製造	契約の方法等の決定伺	8,000万円以下	4,000万円以下	4,000万円以下の古書、美術品及び工芸品	1,000万円以下の古書、美術品及び工芸品	2,000万円以下	10万円以下の物品 50万円以下の市長が定める物品 100万円以下の定価価格のある資料 用出版物（図書館総務課長に限る。） 300万円以下の古書、美術品及び工芸品（文化政策課長に限る。）
		契約の締結伺			（文化スポーツ局長に限る。）	（文化スポーツ局長に限る。）	○	
		契約の変更の締結伺		○			2,000万円以下	
		契約解除の決定伺	8,000万円以下	4,000万円以下			2,000万円以下	
	工事用原材料の購入	契約の方法等の決定伺	8,000万円以下	4,000万円以下			2,000万円以下	50万円以下
		契約の締結伺					○	
		契約の変更の締結伺		○			2,000万円以下	
		契約解除の決定伺	8,000万円以下	4,000万円以下			2,000万円以下	

別表第1 契約イの表第3号の項中「6,000万円」を「8,000万円」に改め、同イの表第6号の項中「測量・設計等の業務」の次に「及び印刷等の業務」を加え、

建物の維持管理の業務（特定随意契約業務に限る。）及び樹木等の維持管理の業務	契約の方法等の決定伺	○		4,000万円以下	3,000万円以下	2,000万円以下
	契約の締結伺					○
	契約の変更の締結伺			○	8,000万円以下	4,000万円以下
	契約解除の決定伺	○		4,000万円以下	3,000万円以下	2,000万円以下

を

建物の維持管理の業務（特定随意契約業務に限る。）	契約の方法等の決定伺	○		4,000万円以下	1,000万円以下		300万円以下
	契約の締結伺						○
	契約の変更の締結伺			○	1,000万円以下		300万円以下
	契約解除の決定伺	○		4,000万円以下	1,000万円以下		300万円以下

改め、同表第7号の項及び第8号の項中

300万円以下
○

 を

300万円以下
○

 に改め、同表第9号の項中「2,000万円」を

「4,000万円」に改め、同表第10号の項を次のように改める。

10 その他の契約（交際費、事務連絡費及び食糧費並びに役務費などに係るもの）	交際費及び事務連絡費に係るもの	契約の方法等の決定伺			○		
		契約の締結伺					○
		契約の変更の締結伺			○		300万円以下
		契約解除の決定伺			○		
	食糧費に係るもの	契約の方法等の決定伺					○
		契約の締結伺					○
		契約の変更の締結伺					○
		契約解除の決定伺					○
	建物の維持管理の業務（特定随意契約業務を除く。）	契約の方法等の決定伺	○	4,000万円以下			2,000万円以下
		契約の締結伺					○
		契約の変更の締結伺		○			4,000万円以下
		契約解除の決定伺	○	4,000万円以下			2,000万円以下

建物の維持管理の業務（特定随意契約業務に限る。）	契約の方法等の決定伺	○		4,000万円以下	1,000万円以下		300万円以下	
	契約の締結伺						○	
	契約の変更の締結伺			○	1,000万円以下		300万円以下	
	契約解除の決定伺	○		4,000万円以下	1,000万円以下		300万円以下	
	その他の契約	契約の方法等の決定伺	8,000万円以下		4,000万円以下	1,000万円以下		300万円以下
		契約の締結伺						○
		契約の変更の締結伺			○	1,000万円以下		300万円以下
		契約解除の決定伺	8,000万円以下		4,000万円以下	1,000万円以下		300万円以下

別表第1契約イの表の備考を次のように改める。

備考

- 1 特定随意契約業務とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第4号まで又は第6号の規定による随意契約業務をいう。
- 2 第6号及び第10号の建物の維持管理の業務で特定随意契約業務であるものに係る契約の方法等の決定伺については、監理課合議を要する。
- 3 金沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第2号）に基づく長期継続契約（以下「長期継続契約」という。）に係る契約の方法等の決定伺については、監理課合議を要する。

別表第1支出アの表を次のように改める。

ア 経費の支出

専決事項		専決区分等					備考
区分	細分	副市長	所管局長	所管次長	所管課長	財政課合議	
7	報償費	8,000万円以下	4,000万円以下	1,000万円以下	300万円以下		
9	交際費		○				
10 需用費	事務連絡費		○			○	
	食糧費				○		
	修繕料	1億5,000万円以下	8,000万円以下	2,000万円以下	600万円以下		
	その他需用費	8,000万円以下	4,000万円以下	1,000万円以下	300万円以下		資金前渡に係る学校校費並びに医薬材料費及び薬品費は、4,000万円を超えるものにあっても、所管局長専決とする。

11	役務費	8,000万円以下	4,000万円以下	1,000万円以下	300万円以下		建物の維持管理業務の役務費は、8,000万円を超えるものにあっても、副市長専決とする。
12	委託料	8,000万円以下	4,000万円以下	1,000万円以下	300万円以下	300万円を超えるもの	契約の方法、契約者及び契約額の定まっているもの(単価契約によるものを除く。)は、4,000万円を超えるものにあっても、所管局長専決とし、合議を要しない。 建物の維持管理業務の委託料は、8,000万円を超えるものにあっても、副市長専決とする。
13	使用料及び賃借料	8,000万円以下	4,000万円以下	1,000万円以下	300万円以下		土地又は建物の賃借料は、総務課合議を要する。ただし、2,000万円以下の資金前渡に係る学校校費は、合議を要しない。
14	工事請負費	1億5,000万円以下	8,000万円以下	2,000万円以下	600万円以下	2,000万円を超えるもの	
15	原材料費	8,000万円以下	4,000万円以下	1,000万円以下	300万円以下		
16	公有財産購入費	8,000万円以下	4,000万円以下	1,000万円以下			
17	備品購入費	8,000万円以下	4,000万円以下	1,000万円以下	300万円以下	300万円を超えるもの	図書費、車両購入費(小型貨物自動車及び小型乗用車に限る。)及び2,000万円以下の資金前渡に係る学校校費は、合議を要しない。
18	負担金、補助及び交付金	1 交付先の交付金額が8,000万円以下	1 交付先の交付金額が300万円以下			1 交付先の交付金額が100万円を超えるもの	公営企業特別会計に対するものは、所管局長専決とする。
	負担金(工事負担金を除く。)交付金	8,000万円以下	4,000万円以下	1,000万円以下	300万円以下(予算計上時において、交付先、金額等が確定しているものに限る。)	300万円を超えるもの	法令等に基づく負担金、交付金及び公営企業特別会計に対するものは、4,000万円を超えるものにあっても、所管局長専決とする。 医療費、介護保険給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費(これらの負担金で社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払うものを除く。)並びに施設の共益費及び人件費に係るもの並びに法令、条例、規則又は告示で交付基準が定まっ

							ている交付金で一の年度で制度が終了するもの（翌年度に繰り越すものを含む。）は、所管局長専決とし、合議を要しない。
	工事負担金	1億5,000万円以下	8,000万円以下	2,000万円以下	600万円以下	300万円を超えるもの	法令等に基づく工事負担金は、8,000万円を超えるものにあっても、所管局長専決とする。
19	扶助費		○	1,000万円以下	300万円以下		
20	貸付金	8,000万円以下	4,000万円以下	1,000万円以下			公営企業特別会計に対するものは、4,000万円を超えるものにあっても、所管局長専決とする。法令、条例、規則又は告示により貸付基準の定まっているもので1貸付先の貸付金額が300万円以下のもの及び過年度貸付に係る貸付金は、所管局長専決とする。
21	補償、補填及び賠償金	補償金 補填金 賠償金	8,000万円以下	4,000万円以下	1,000万円以下		
22	償還金、利子及び割引料					○	
23	投資及び出資金	8,000万円以下				○	公営企業特別会計に対するものは、所管局長専決とする。
24	積立金		○			○	
25	寄附金	8,000万円以下				○	
27	繰出金		○			○	

備考

- 1 扶助費については、「所管局長」とあるのは、保健所にあつては、「保健所長」と読み替える。
- 2 債務負担行為及び繰り越された支出負担行為の現年度予算整理に係るもの並びに長期継続契約に係るもので前年度から契約金額に変更がないものは、金額にかかわらず、所管課長専決とし、合議を要しない。
- 3 変更支出負担行為何（負担金、補助及び交付金及び貸付金に係るものを除く。）で、変更後の額が議会の議決を要する額未満のものは、変更する額によりそれぞれ次の表に定める者を専決者とする。

変更する額が1,500万円を超える額の支出負担行為何書	副市長
変更する額が1,500万円以下の額の支出負担行為何書	所管局長

なお、変更する額が200万円を超える額の支出負担行為何書（変更後の額が財政課の合議を要する額以上のものに限る。）及び議会の議決を要する額の支出負担行為何書は、財政課の合議を要する。

- 4 債務負担行為、公営企業予算及び基金の支出の区分は、この表に準ずる。ただし、債務負担行為のうち債務保証については、金額にかかわらず、所管課長専決とし、合議を要しない。

別表第1支出イの表を次のように改める。

イ 支出命令等

専決事項	専決区分			
	所管局長	所管次長	財政課長	所管課長
1 支出命令				○
2 資金前渡職員の指定				○
3 資金前渡、概算払及び繰替払の精算				○
4 歳出予算の配当			○	
5 歳出予算の所管替え			○	
6 歳出予算の流用			○	

備考 公営企業予算及び基金の支出の区分については、この表に準ずる。

別表第2 都市政策局の表交通政策課の項を次のように改める。

交通政策課	1 駐車場法に基づく路外駐車場管理者への是正命令		○		
	2 放置自転車等の処理に関する事項			○	
	3 交通安全の指導及び訓練の実施			○	
	4 神田交通公園の使用許可			○	

別表第2 都市政策局の表歩ける環境推進課の項を削り、別表第2 経済局の表労働政策課の項を削り、別表第2 福祉健康局の表新型コロナワクチン接種推進室の項を削り、同福祉健康局の表健康政策課の項を次のように改める。

健康政策課	1 更生医療の診療報酬（公費負担額）の決定		○		
	2 予防接種の対象者の決定		○		

別表第2 福祉健康局の表健康政策課の項の次に次のように加える。

福祉健康センター総務課	1 福祉健康センターの事業の運営方針の決定に関する事。		○		
	2 福祉健康センター間の事務調整に関する事。		○		
	3 乳幼児に係る集団健康診査の対象者の決定			○	
	4 医療保護入院が必要な精神障害者に対し、親族等がない場合の保護者の決定			○	
	5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定による調査の実施及び報告			○	

別表第2 福祉健康局の表の概要中「健康政策課の項第4号及び第6号から第9号まで」を「福祉健康センター総務課の項第3号から第5号まで」に改め、別表第2 都市整備局の表市営住宅課の項中「市営住宅課」を「住宅政策課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市会計管理者事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第8号

金沢市会計管理者事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市会計管理者事務の専決等に関する規則（昭和53年規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第3号中「前金払」を削り、同項第8号中「備品現在高調書」を「物品現在高調書」に改め、同表第2項の表中「経営的な」を「経常的な」に、

18 負担金、補助 及び交付金	補助金		法令等に基づくもので1交付先の交付金額が300万円以下のものは、会計課長専決とする。ただし、公営企業特別会計に	を
18 負担金、補助 及び交付金	補助金	◎	1交付先の交付金額が300万円を超えるもの及び公営企業特別会計に対するものを除く。	に

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市会計管理者事務の専決等に関する規則の規定は、令和5年度分からの事務について適用し、令和4年度分までの事務については、なお従前の例による。

金沢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第9号

金沢市公印規則の一部を改正する規則

金沢市公印規則（昭和50年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第10条の2を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第10号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則等の一部を改正する等の規則

（金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成3年規則第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市情報公開に関する条例施行規則

第1条中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「金沢市情報公開に関する条例」に改める。

第7条第1項中「(条例第32条第1項において準用する場合を含む。)」を削る。

第10条から第17条までを削る。

第18条中「第34条第3項」を「第21条第3項」に、「様式第21号」を「様式第8号」に改め、同条を第10条とする。

第19条中「第45条」を「第23条」に改め、同条を第11条とする。

第20条中「第46条」を「第24条」に、「金沢市公文書等の管理に関する条例」を「金沢市公文書等の管理に関する条例」に改め、「と、個人情報ファイルの目録は個人情報ファイル届出書兼目録」を削り、同条を第12条とする。

第21条第1項中「第47条」を「第25条」に改め、同条を第13条とする。

第22条を第14条とする。

別表中「第19条」を「第11条」に改め、同表の備考中「又は保有個人情報」を削る。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「金沢市情報公開に関する条例」に改める。

様式第2号から様式第5号までの規定中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「金沢市情報公開に関する条例」に改める。

様式第6号中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「金沢市情報公開に関する条例」に改め、同様式(別紙)中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第7号中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「金沢市情報公開に関する条例」に改める。

様式第8号から様式第20号までを削る。

様式第21号中「第18条」を「第10条」に、「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例第34条第3項」を「金沢市情報公開に関する条例第21条第3項」に改め、同様式を様式第8号とする。

(金沢市情報公開及び個人情報保護審査会規則の廃止)

第2条 金沢市情報公開及び個人情報保護審査会規則(平成3年規則第45号)は、廃止する。

(金沢市情報公開及び個人情報保護審議会規則の廃止)

第3条 金沢市情報公開及び個人情報保護審議会規則(平成3年規則第46号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 金沢市特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する規則(令和4年規則第34号)の一部を次のように改正する。

第13条中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則」を「金沢市情報公開に関する条例施行規則」に、「第19条」を「第11条」に改める。

- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第11号

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則(平成8年規則第40号)の一部を次のように改正する。

本則中「相川 一郎」を「新保 博之」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第12号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(様式第1号)」を削る。

第6条第2項中「(様式第2号)」を削る。

第11条の2中「様式第3号」を「様式第1号」に改める。

第12条第1項中「様式第4号」を「様式第2号」に改める。

第17条の2第1項中「(様式第5号)」を削る。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(庶務事務システムによる手続)

第20条 この規則の規定による育児休業の承認の請求手続その他の手続について、庶務事務システム(市長が指定する情報通信技術を利用した職員の勤務の管理等を行うためのシステムをいう。)を使用する方法により処理が行わ

れた場合は、当該処理をもって当該手続が行われたものとみなす。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を様式第1号とし、様式第4号を様式第2号とし、様式第5号を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第13号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表金沢マラソン推進課の項の次に次のように加える。

企業誘致室	作業服（上、下）	1	
	作業服（夏）（上、下）	1	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

別表第1第2項の表企業立地課の項を削り、同第2項の表中

中央卸売市場事務局

を

中央卸売市場事務局
市場再整備室

に改め、同表住宅政策課の項を次のように改める。

住宅政策課	作業服（上）	1	瑞樹団地の分譲事務、市営住宅の維持管理並びに住宅使用料の賦課、徴収及び滞納整理に従事する者を除く。
	作業服（上、下）	1	
	作業服（夏）（上、下）	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	防寒衣	1	

別表第1第2項の表空き家活用推進室の項及び市営住宅課の項を削り、同第2項の表中

建築指導課
建物安全対策室
違反建築対策室

を

建築指導課
建物安全推進室
空き家活用室

に改める。

別表第2第2項の表防寒衣の項中「中央卸売市場事務局」の次に「市場再整備室」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第14号

職員の給与に関する条例施行規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第19条の5第1号中「100分の210」を「100分の200」に改め、同条第2号中「100分の100」を「100分の95」に改める。

別表第2市長の事務部局の項中「危機管理監 会計管理者」を「危機管理監」に、「次長 東京事務所長」を「次長 会計管理者 会計課長」に、「課長 交流拠点都市推進室長」を「課長(会計課長を除く。)」に、「国民文化祭推進室長 金沢営業戦略室長 金沢港活性化推進室長 誘客推進室長」を「東京事務所長 検査員室長 収納推進室長 国民文化祭推進室長」に、「安原市民センター所長」を「金石市民センター所長」に改め、「押野市民センター所長」の次に「、浅川市民センター所長」を加え、「、湊市民センター所長」を削り、「生活衛生室長 地域包括ケア推進室長」を「生活衛生室長」に、「青少年健全育成センター所長」を「青少年健全育成センター所長 児童相談所長」に、「西部管理センター所長」を「西部管理センター所長 西部環境エネルギーセンター所長」に、「空き家活用推進室長 東部管理センター所長 建物安全対策室長 かけ地対策室長」を「建物安全推進室長 空き家活用室長」に、「検査員室長 収納推進室長 安原市民センター所長 泉野市民センター所長」を「営業戦略室長 金沢港活性化推進室長 企業誘致室長 誘客推進室長 市場再整備室長」に、「湊市民センター所長」を「地域包括ケア推進室長」に、「児童家庭相談室長 児童相談所長」を「児童家庭相談室長」に、「環境エネルギーセンター所長 違反建築対策室長」を「東部環境エネルギーセンター所長」に、「無電柱化推進室長」を「無電柱化推進室長 かけ地対策室長」に改め、同表議会の事務部局の項中

	担当次長	2種	を
--	------	----	---

	担当次長	2種	に
	課長	3種	

改め、同表選挙管理委員会の事務部局の項から農業委員会の事務部局の項までを次のように改める。

選挙管理委員会の事務部局	書記長	2種
	書記次長	5種
監査委員の事務部局	事務局長 事務局次長	3種
農業委員会の事務部局	事務局長	3種
	事務局次長	5種

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表市長の事務部局の項中「埋蔵文化財センター所長」の次に「、金石市民センター所長、押野市民センター所長、泉野市民センター所長」を加え、「交流拠点都市推進室長、調査統計室長」を「東京事務所長」に、「金沢営業戦略室長」を「営業戦略室長、金沢港活性化推進室長、企業誘致室長」に改め、「農業センター所長」の次に「、市場再整備室長」を加え、「浅川市民センター所長、新神田市民センター所長」を「金石市民センター所長、安原市民センター所長、額市民センター所長、押野市民センター所長、泉野市民センター所長、駅西市民センター所長」に改め、「、生活衛生室長」、「、駅西福祉健康センター所長」及び「、空き家活用推進室長、違反建築対策室長」を削り、「生活道路室長」の次に「、道路等管理事務所長」を加え、「金沢美術工芸大学建設事務所長」を「調査統計室長、金沢美術工芸大学建設事務所長」に改め、「、金沢港活性化推進室長」を削り、「浅川市民センター所長、新神田市民センター所長」を「生活衛生室長、安原市民センター所長、額市民センター所長、駅西市民センター所長」に改め、「近江町市民センター所長」の次に「、元町福祉健康センター所長」を加え、「建物安全対策室長及び道路等管理事務所長」を「空き家活用室長及び建物安全推進室長」に、

	8級	東京事務所長の職務	を
	9級	卸売市場長の職務	

	9級	卸売市場長の職務	に
--	----	----------	---

改め、同表教育委員会の事務部局の項中「、泉野図書館副館長」を削り、「中央公民館長」の次に「、泉野図書館副館長」を加え、同表選挙管理委員会の事務部局の項から農業委員会の事務部局の項までを次のように改める。

選挙管理委員会の事務部局	5級	担当書記次長補佐の職務
	6級	書記次長の職務
	8級	書記長の職務
監査委員の事務部局	4級	事務局担当次長補佐の職務
	6級	事務局次長の職務
	7級	事務局長の職務
農業委員会の事務部局	5級	事務局担当局長補佐の職務
	6級	事務局次長の職務
	7級	事務局長の職務

別表第1エの表市長の事務部局の項を次のように改める。

市長の事務部局	7級	泉野福祉健康センター所長の職務
---------	----	-----------------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第15号

金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市職員等旅費条例施行規則（昭和25年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（旅行命令簿）

第3条 旅行命令等及びその変更又は取消しの発令は、旅行命令簿によって行うものとする。

第7条を次のように改める。

（旅費請求書に添付する書類）

第7条 条例第13条第1項に規定する旅費請求書に添付すべき書類は、旅行を命令した旅行命令簿のほか、別表に掲げる書類とする。

第9条第1項中「金沢営業戦略室」を「営業戦略室」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（財務会計システムによる手続）

第11条 この規則の規定による旅行命令等その他の手続について、財務会計システム（市長が指定する情報通信技術を利用した財務事務を行うためのシステムをいう。）を使用する方法により処理が行われた場合は、当該処理をもって当該手続が行われたものとみなす。

別表中「第7条第2項」を「第7条」に改める。

様式第1号から様式第9号までを削る。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市職員等旅費条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和5年(2023年)3月31日 発行	発行人	金 沢 市
	発行所	金 沢 市 役 所
	編 集	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄